

令和 6 年 1 月 15 日

# 令和 6 年 登米市議会定例会 1 月招集議会 提案理由説明書

登米市議会  
議員 番



議案第1号

令和5年度登米市一般会計補正予算（第10号）

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,228万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ470億4,512万1千円とするものであります。

その内容として、歳出では、ふるさと応援寄附金事業1億1,228万5千円を増額し、歳入では、ふるさと応援基金積立金利子21万5千円を減額する一方、ふるさと応援寄附金7,500万円を、財政調整基金繰入金3,750万円を増額して計上しております。

議案第2号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布され、戸籍及び消防に関する手数料の標準額等が見直しされたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表4ページ)

議案第3号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、生活保護法（昭和25年法律144号）に準じて保護を受ける外国人に係る個人番号の独自利用事務として必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表26ページ)

議案第2号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

改 正 案			現 行				
区分		手数料の額 (1件につき)	摘要				
第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)			第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)				
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</u>    の交付	戸籍(全部、個人、一部)事項証明 «戸籍謄本(抄本)»	450円	1通をもって1件とする。	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍(全部、個人、一部)事項証明 «戸籍謄本(抄本)»	450円	1通をもって1件とする。
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から	戸籍記載事項証明	350円	1通をもって1件	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から	戸籍記載事項証明	350円	1通をもって1件

第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			とする。	第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付			とする。
<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）に</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u>	400円	<u>1通をもって1件とする。</u>				

<u>おける当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>							
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</u>	除籍（全部、個人、一部）事項証明	750円	1通をもって1件とする。	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項 <u>若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明</u>	除籍（全部、個人、一部）事項証明	750円	1通をもって1件とする。

<u>の交付</u>				<u>した書面の交付</u>			
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明	450円	1通をもって1件とする。	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明	450円	1通をもって1件とする。
<u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号</u>	<u>700円</u>	<u>1通をもって1件とする。</u>				

<p>子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>						
<p>戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載</p>	<p><u>受理証明書、届書等の記載事項証明書又は届書等情報内容証明書</u></p> <p><u>受理証明書 (上質紙)</u></p>	<p>350 円</p> <p>1,400 円</p>	<p>1 通をもって 1 件とする。</p>	<p>戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載</p> <p><u>受理証明</u></p> <p><u>受理証明 (上質紙)</u></p>	<p>350 円</p> <p>1,400 円</p>	<p>1 通をもって 1 件とする。</p>

した事項の証明書又は 同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書 等情報の内容の証明書 の交付				した事項の証明書_____ _____ _____ の交付			
戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの) の閲覧	戸籍届書等閲覧	350 円	1 人 1 回 をもって 1 件とす る。	戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届書その他市長の受理した書類_____ _____ _____の閲 覧	戸籍届書等閲覧	350 円	1 人 1 回 をもって 1 件とす る。
	(略)						
消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可の申請に対する審査	(1) 製造所変更許可手数料	※ 1 の項の(1) に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の	1 通をもって 1 件とする。	消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可の申請に対する審査	(1) 製造所変更許可手数料	※ 1 の(1) に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の	1 通をもって 1 件とする。

		1に相当する金額				1に相当する金額	
(2) 貯蔵所変更許可手数料	<u>※1の項の(2)</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		(2) 貯蔵所変更許可手数料	<u>※1の(2)</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。	
(3) 取扱所変更許可手数料	<u>※1の項の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		(3) 取扱所変更許可手数料	<u>※1の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。	
消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第3	(1) 製造所完成検査手数料	<u>※1の項の(1)</u> に掲げる製造所の区分に応	1通をもって1件とする。	消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第3	(1) 製造所完成検査手数料	<u>※1の(1)</u> に掲げる製造所の区分に応	1通をもって1件とする。

項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査の実施		じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額			じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		
	(2) 貯蔵所完成検査手数料				(2) 貯蔵所完成検査手数料		
	ア 屋外タンク貯蔵所	※1の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		ア 屋外タンク貯蔵所	※1の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。
イ その他の貯蔵所	※1の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		イ その他の貯蔵所	※1の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。	

		数料の金額の2分の1に相当する金額				数料の金額の2分の1に相当する金額	
(3) 取扱所完成検査手数料	<u>※1の項の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		(3) 取扱所完成検査手数料	<u>※1の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。	
(4) 製造所の変更完成検査手数料	<u>※1の項の(1)</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。		(4) 製造所の変更完成検査手数料	<u>※1の(1)</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。	
(5) 貯蔵所の変更完成検査手数料				(5) 貯蔵所の変更完成検査手数料			

	ア 屋外タンク貯蔵所	<u>※1の項の(2)</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。
	イ その他の貯蔵所	<u>※1の項の(2)</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。
(6) 取扱所の変更 完成検査手数料	<u>※1の項の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応	1通をもって1件とする。	
	ア 屋外タンク貯蔵所	<u>※1の(2)</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。
	イ その他の貯蔵所	<u>※1の(2)</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	1通をもって1件とする。
(6) 取扱所の変更 完成検査手数料	<u>※1の(3)</u> に掲げる取扱所の区分に応	1通をもって1件とする。	

		じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額			じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		
		(略)			(略)		
高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査※2	製造許可手数料 (1) 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者((2)に掲げる者を除く。)次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額			高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査※2	製造許可手数料 (1) 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者((2)に掲げる者を除く。)次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に定める金額		
	ア 处理容積 (圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容	140,000円	1通をもって1件とする。		ア 处理容積 (圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容	140,000円	1通をもって1件とする。

	<p>積をいう。以下<u>※3</u>の項及び<u>※5</u>の項において同じ。)が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</p> <p>(略)</p>		
	<p>(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）をいう。以下<u>この項、※3の項及び※5の項</u>において同じ。)のみを使用して高圧ガスの</p>	<p>積をいう。以下<u>※3</u>の部及び<u>※5</u>の部において同じ。)が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）をいう。以下<u>※3の部及び※5の部</u>において同じ。)のみを使用して高圧ガスの</p>

<p>製造をするもの 次に掲げる設備 の区分に応じ、そ れぞれ右欄に掲げ る金額 (当該移動 式製造設備につ いて液化石油ガ スの保安の確保 及び取引の適正 化に関する法律 (昭和 42 年法律 第 149 号。以下「液 石法」という。) 第 37 条の 4 第 1 項の許可を受け た者の許可の申 請に対する審査 にあっては、6,00 0 円)</p>				
(3) (略)			(3) (略)	

		(略)	
高圧ガス保安法第14条 第1項の規定に基づく 高圧ガスの製造のため の施設の位置、構造若 しくは設備の変更の工 事又は製造をする高圧 ガスの種類若しくは製 造の方法の変更の許可 の申請に対する審査 ※3	製造変更許可手数 料  (1) (略)  (略)		
	(2) (略)  (略)		
	(3) 高圧ガス保安 法第5条第1項 第2号に該当す る同項の許可を 受けた者 次に 掲げる場合の区 分に応じ、それぞ れ右欄に定める金 額		

		(略)	
高压ガス保安法第14条 第1項の規定に基づく 高压ガスの製造のため の施設の位置、構造若 しくは設備の変更の工 事又は製造をする高压 ガスの種類若しくは製 造の方法の変更の許可 の申請に対する審査 ※3	製造変更許可手数 料		
	(1) (略)		
		(略)	
	(2) (略)		
		(略)	
	(3) 高压ガス保安 法第5条第1項 第2号に該当す る同項の許可を 受けた者 次に 掲げる場合の区 分に応じ、それぞ れ右欄に定める金 額		

ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下 <u>この項</u> において同じ。）に比して 300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合	55,000 円	1 通をもって 1 件とする。	
			ア 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下 <u>この部</u> において同じ。）に比して 300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
高压ガス保安法第20条 第1項の規定に基づく 高压ガスの製造のため の施設の完成検査	製造施設完成検査 手数料	<u>※2の項製</u> 造許可手 数料の欄 に掲げる高 压ガスの製 造の許可 の申請を行 う者及び設 備の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料の 金額の4分 の3に相当 する金額 (高压ガ ス保安法 第5条第 1項の許可 に係る液化 石油ガスの 製造のため	1通をも って1件 とする。
	(略)	(略)	(略)

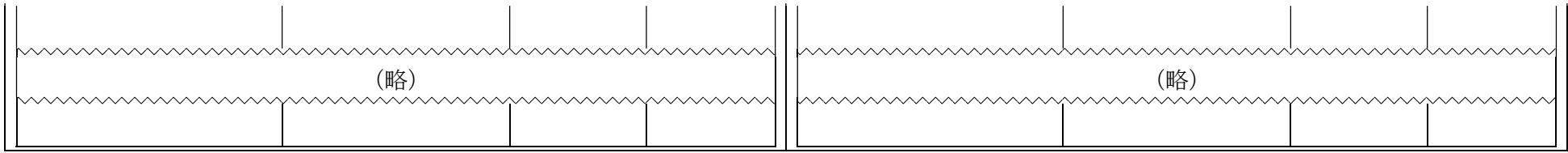
	<p>の施設であ って、<u>液石</u> <u>法</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____第 37 条の 3 第 1 項の完成 検査を受け、液石法 第 37 条の 技術上の 基準に適合してい ると認められ たものの完 成検査 6,100 円)</p>		<p>の施設であ って、<u>液化</u> <u>石油ガスの</u> <u>保安の確</u> <u>保及び取</u> <u>引の適正</u> <u>化に関する</u> <u>法律（昭和</u> <u>42 年法律</u> <u>第 149 号。</u> 以下「<u>液石</u> <u>法</u>」とい う。) 第 37 条の 3 第 1 項の完成 検査を受け、液石法 第 37 条の 技術上の 基準に適合してい ると認められ たものの完 成検査 6,100 円)</p>
高压ガス保安法第 20 条 第 1 項の規定に基づく	貯蔵所完成検査手 数料	18,750 円	1 通をも って 1 件

第1種貯蔵所の完成検査			とする。	第1種貯蔵所の完成検査			とする。
高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査	製造施設変更完成検査手数料	<u>※3の項</u> 製造変更許可手数料の欄に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当	1通をもって1件とする。	高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査	製造施設変更完成検査手数料	<u>※3の部</u> 製造変更許可手数料の欄に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当	1通をもって1件とする。

		する金額 (高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査 6,100円)			する金額 (高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査 6,100円)	
高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の変更工事に係る完成検査	貯蔵所変更完成検査手数料	※4の項貯蔵所変更許可手数料の欄に掲	1通をもって1件とする。	高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の変更工事に係る完成検査	貯蔵所変更完成検査手数料	※4の部貯蔵所変更許可手数料の欄に掲

		げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額			げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	
	(略)			(略)		
液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等完成検査手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号	1通をもって1件とする。	液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等完成検査手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号

	<p>の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>		<p>の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この部において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
--	---	--	---



## 議案第3号関係

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p><u>登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用_____に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>第4条 (略)</p>

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

		<p>をいう。以下同じ。) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法_____による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>をいう。以下同じ。) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法<u>(昭和25年法律第144号)</u>による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4 市長</u>	<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<p><u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報</u></p>			

<p>であって規則で定めるもの</p>
<p><u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>
<p><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>
<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>
<p><u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u></p>
<p><u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>
<p><u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>

	<u>介護保険法による介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>残留邦人情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3（第5条関係）

<u>情報照会機 関</u>	<u>事務</u>	<u>情報提供機 関</u>	<u>特定個人情報</u>
1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

